

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

○知事（湯崎英彦君） 本日、臨時県議会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき、誠にありがとうございます。

本日提出した議案について、その概要を御説明いたします。

まず、高度医療・人材育成拠点の整備につきましては、医師の地域偏在や診療科偏在に加え、若手医師の減少、さらには医療資源が分散していることに関連する救急搬送困難事案の増加など、本県が抱える様々な医療課題への対応策として、過去10年以上にわたる議論を経て、その実現に向けて、関係者が一丸となって取組を進めてまいりました。

新病院は、高度急性期及び急性期医療を担う基幹病院としての機能に加え、若手医療人材を確保・育成し、中山間地域の医療提供体制にも貢献することで、県内全域の地域医療の充実を図るものでございます。

その運営主体となる地方独立行政法人広島県立病院機構を設立するに当たりましては、令和6年2月定例会で定款等を、同年12月定例会で中期目標等を、本年2月定例会で関係条例等を御議決いただきました。

そして、先月に総務大臣から設立認可があり、これを受けて、本日、地方独立行政法人広島県立病院機構を設立いたしました。

機構が、県立広島病院、県立安芸津病院、県立二葉の里病院を安定的に運営し、新病院の整備に係る取組を着実に進め、中期目標を達成できるよう、この5年間の計画を取りまとめたものが、中期計画として、機構の理事会より県へ提出されましたので、同計画の認可に当たり、県議会の御議決をいただきたく、今次臨時会に議案として提出したところでございます。

また、新病院の整備につきましては、今般の建築費高騰等を受け、必要な見直しを行うこととしておりますが、新病院の理念や果たすべき役割を損なわないことを前提として現在検討を進めております。

今後とも、将来にわたって、県民の皆様がどこに住んでいても、必要な医療を安心して受けることができる体制の構築に向けて、全力で取り組んでまいります。

その他の議案として、地方自治法第179条に基づき専決処分を行った広島県税条例の一部改正についてを提出しております。

どうぞ、慎重に御審議いただき、適切な御議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。